

広島県土地造成事業管理規程第十号

土地造成事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

土地造成事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、広島県土地造成事業の管理者の権限を行う知事(以下「知事」という。)の事務の執行を補助する職員(以下「土地造成事業職員」という。)の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関して必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第二条 土地造成事業職員の給与に関しては、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。) 附則第五項並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。) 附則第二項並びに短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号。以下「短時間勤務会計年度任用職員給与等条例」という。) 附則第二項及び第三項の規定によるほか、次条から第八条までに定めるところによる。

第三条 常勤の土地造成事業職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務(以下「再任用短時間勤務」という。)の土地造成事業職員の給料表は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる土地造成事業職員以外の土地造成事業職員 給与条例に規定する行政職給料表による。

二 任期付職員条例第二条第一項の規定に基づき採用された土地造成事業職員 任期付職員条例第六条第一項に規定する給料表による。

2 常勤及び再任用短時間勤務の土地造成事業職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び初任給、昇格、昇給等の基準については、常勤及び再任用短時間勤務の一般職員(土地造成事業職員以外の一般職に属する職員をいう。以下同じ。)の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び初任給、昇格、昇給等の基準の例による。

第四条 常勤及び再任用短時間勤務の土地造成事業職員の特殊勤務手当については、常勤及び再任用短時間勤務の一般職員の特殊勤務手当の例による。

第五条 常勤及び再任用短時間勤務の土地造成事業職員の管理職手当は、次の表の上欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を占める職員に対し、月額により支給するものとし、その額は、同表の下欄に定める額とする。

本庁	組 織	産業用地課長	職	八万五千元	支 給 額
----	-----	--------	---	-------	-------

備考 この表により難い場合は、知事は、支給額を別に定めることができる。

(管理職員特別勤務手当)

第五条の二 給与条例第十七条の四第一項に規定する管理職員特別勤務手当は、勤務一回につき、次の表の上欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を占める職員に支給するものとし、その額は、同表の下欄に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、同表の下欄に掲げる額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

本庁	組 織	産業用地課長	職	八千元	支 給 額
----	-----	--------	---	-----	-------

備考 この表により難い場合は、知事は、支給額を別に定めることができる。

2 給与条例第十七条の四第二項に規定する管理職員特別勤務手当は、勤務一回につき、次の表の上欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を占める職員に支給するものとし、その額は、同表の下欄に掲げる額とする。

本庁	組 織	産業用地課長	職	四千元	支 給 額
----	-----	--------	---	-----	-------

備考 この表により難い場合は、知事は、支給額を別に定めることができる。

3 給与条例第十七条の四第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第六条 第三条に定めるものを除くほか、常勤及び再任用短時間勤務の土地造成事業職員の給与の額及び支給方法については、常勤及び再任用短時間勤務の一般職員の給与の額及び支給方法の例による。

第七条 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用の土地造成事業職員の給与の額及び支給方法については、短時間勤務会計年度任用職員給与等条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の給与の額及び支給方法の例による。

(退職手当)

第八条 土地造成事業職員の退職手当に関しては、職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)に定めるもののほか、一般職員の退職手当の支給の例による。(育児休業等)

第八条の二 土地造成事業職員の育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例(平成四年広島県条例第十八号)に定めるもののほか、一般職員の育児休業等の例による。

(自己啓発等休業)

第八条の三 土地造成事業職員の自己啓発等休業については、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)に定めるもののほか、一般職員の自己啓発等休業の例による。

(配偶者同行休業)

第八条の四 土地造成事業職員の配偶者同行休業については、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)に定めるもののほか、一般職員の配偶者同行休業の例による。

(高齢者部分休業)

第八条の五 土地造成事業職員の高齢者部分休業については、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)に定めるもののほか、一般職員の高齢者部分休業の例による。

(勤務時間等)

第九条 土地造成事業職員の勤務時間、週休日、休憩時間、休日及び休暇(以下「勤務時間等」という。)に関しては、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の例によるほか、一般職員の勤務時間等の例による。

2 前項に規定するもののほか、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条第七項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(旅費)

第十条 土地造成事業職員の旅費に関しては、職員の旅費に関する条例(昭和二十八年広島県条例第二十三号)附則第五項の規定によるほか、一般職員の旅費の支給の例による。
(専従休職者の給与)

第十一条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)以下「地公労法」という。)第六条第一項ただし書の許可を受けた土地造成事業職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(安全及び衛生管理)

第十二条 土地造成事業職員の安全及び衛生管理に関しては、広島県職員安全衛生管理規程(令和四年広島県訓令・議会事務局訓令・選挙管理委員会訓令・人事委員会訓令・監査委員訓令・海区漁業調整委員会訓令・土地造成事業管理規程・公営企業管理規程・病院事業管理規程第一号)の定めるところによるほか、一般職員の安全及び衛生管理の例による。

(研修)

第十三条 土地造成事業職員の研修に関しては、職員の研修に関する規則(昭和三十二年広島県規則第九十九号)の例によるほか、一般職員の研修の例による。

(公務災害補償)

第十四条 土地造成事業職員の公務上の災害に対する補償に関しては、地方公務員災害補

償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の定めるところによる。

（表彰）

第十五条 土地造成事業職員の表彰に関しては、一般職員の表彰の例による。

（分限及び懲戒）

第十六条 土地造成事業職員の分限及び懲戒に関しては、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十五号）及び職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十六号）の定めるところによる。ただし、減給は、一回の額が給料の一日分の半額を超え、総額が一給料支払期における給料の十分の一を超えてはならない。

（服務の宣誓）

第十七条 土地造成事業職員の服務の宣誓に関しては、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年広島県条例第五号）の定めるところによるほか、一般職員の服務の宣誓の例による。

（職務に専念する義務の特例）

第十八条 土地造成事業職員の職務に専念する義務の特例に関しては、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年広島県条例第六号）の定めるところによるほか、一般職員の職務に専念する義務の特例の例による。

（営利企業等の従事に関する許可の基準）

第十九条 土地造成事業職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関しては、営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第七号）の例による。

（その他の勤務条件）

第二十条 第二条から前条までに規定するものを除くほか、土地造成事業職員の勤務条件に関しては、一般職員の勤務条件の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。